

災害時におけるし尿等収集運搬に関する協定書

三木市（以下「甲」という。）と大貫衛生舎（以下「乙」という。）並びに中井清掃有限会社（以下「丙」という。）（以下、総称して「乙等」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が三木市内において発生した際に、し尿の収集運搬業務を円滑に実施するために必要な事項を定め、災害に対し迅速に対応することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「し尿」とは、三木市内において災害が発生した際に、一般世帯及び避難所（仮設トイレを含む。）等から排出されるし尿をいう。
2 「し尿収集運搬業務」とは、第1項に規定するし尿について、この協定に基づき甲が乙等に対して協力を要請した場合に、甲が指定する日時及び場所において、乙等が保有する車両を用いて実施するし尿収集運搬業務をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、三木市内において災害が発生し、し尿収集運搬業務が必要と認められる場合には、乙等に対し、し尿収集運搬業務要請書（様式第1号）により、当該業務を要請するものとする。
2 前項の規定に関わらず、甲は、特に緊急を要すると判断した場合には、口頭又は電話等により当該業務を要請し、事後において速やかにし尿収集運搬業務要請書を乙等に対し通知することができる。

（実施）

第4条 乙等は、甲から前条の規定による要請があったときは、甲の指示に従い、当該業務を実施する。

（報告）

第5条 乙等は、前条の規定による業務が完了したときは、し尿収集運搬業務報告書（様式第2号）を作成し、甲に提出するものとする。

（経費負担）

第6条 この協定に基づき、甲の協力要請に応じて乙等が実施した当該業務に要する経費は、甲の負担とする。
2 前項に規定する経費の負担額は、災害が発生する直前における適正な価格を基準とし、甲及び乙等が協議の上決定するものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙等は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平常時から情報の交換に努めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙等が書面により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(補則)

第9条 この協定に定めのない事項又は質疑が生じた事項については、甲及び乙等が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため本書3通を作成し、甲及び乙等が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年12月15日

甲 三木市上の丸町10番30号
三木市
三木市長 仲田一彦

乙 三木市緑が丘町東2丁目12番地の1
大貫衛生舎
代表 大貫 薫

丙 三木市志染町青山6丁目16番地の10
中井清掃有限公司
代表 中井 慶一